

議案第 19 号

三宅町学校給食費条例の制定について

三宅町学校給食費条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 3 月 4 日 提出
三宅町長 森 田 浩 司

三宅町学校給食費条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき三宅町が実施する学校給食に係る学校給食費の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中学校 川西町・三宅町式下中学校組合立学校設置条例（昭和57年川西町三宅町式下中学校組合条例第20号）第2条に規定する中学校をいう。
- (2) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (3) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (4) 保護者等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者及びこれに準ずる者として規則で定める者をいう。
- (5) 学校給食費負担者 中学校で学校給食を受ける生徒の保護者等及び教職員その他学校給食を受ける者をいう。

(学校給食費の徴収等)

第3条 町長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。

(学校給食費の納付)

第4条 学校給食費負担者は、規則で定めるところにより学校給食費を納付しなければならない。

(学校給食費の減額)

第5条 町長は、学校給食費負担者に特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。